

第七十一回
参議院法務委員会會議録第四号

昭和四十八年三月二十九日(木曜日)
午前十時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 原田 立君
理事 後藤 義隆君
原 文兵衛君
佐々木 静子君
白木 義一郎君

委員

高藤 十朗君
鈴木 省吾君
中西 一郎君
山本 敬三郎君
吉武 恵市君
加瀬 完君
竹田 現照君
鶴岡 哲夫君

国務大臣 法務大臣 田中伊三次君

政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君
法務大臣官房會計課長 住吉 君彦君
法務大臣官房司法法制調査部長 味村 治君
法務省矯正局長 長島 敦君

最高裁判所長官代理人

最高裁判所事務総長 安村 和雄君
最高裁判所事務総局総務局長 田宮 重男君
最高裁判所事務総局総務局長 大内 恒夫君
最高裁判所事務総局民事局長 西村 宏一君

最高裁判所事務総局家庭局長 梶分 一立君
事務局側 常任委員会専門員 二見 次夫君

本日の会議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(佐賀少年刑務所移転に関する件)

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

安村最高裁判所事務総長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。安村和雄君。

○最高裁判所長官代理人(安村和雄君) 大阪高等裁判所長官に転出されました吉田前総長のあとを受けまして、二月二十四日、最高裁判所事務総長を命ぜられました安村でございます。

いまさら申し上げるまでもなく、裁判所は基本的人権を擁護し、法秩序の維持に当たるといふ重い責務を国民から負託されております。この裁判所の使命を達成し、国民からますます信頼される裁判所となるよう、ふなれではございますが、司法行政の面において微力を尽くしてまいりたいと存じております。幸いにして、今日に至るまで当委員会の皆さまの深い御理解と力強い御支援によりまして、裁判所は人的物的両面におきましてますます充実がはかれてまいりました。今後とも一そう御支援を賜わりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のこあいさついたします。

○委員長(原田立君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず政府から趣旨説明を聴取いたします。田中法務大臣。

○国務大臣(田中伊三次君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所職員の員数を増加しようとするものでありまして、その要点は概略次のとおりであります。

第一点は裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の適正迅速な処理をはかるため、判事補の員数を三人増加し、また、簡易裁判所における民事事件の適正迅速な処理をはかるため、簡易裁判所判事の員数を四人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件及び特殊損害賠償事件等、家庭裁判所における少年事件等並びに簡易裁判所における民事事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官を増員しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(原田立君) 以上で説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○佐々木 静子君 それでは、私からお尋ねさせていただきます。

この提案理由の御説明にもございましたように、裁判所における事件の適正迅速な処理というもの、いま非常に求められているというふうに思うわけでございますが、法務大臣も、御就任以来、裁判の促進というところに力を入れていらっしゃるというのを承っているわけでございますが、どういう方法をとれば訴訟促進の実があるかと考えになるか、御所信をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(田中伊三次君) ざばり申しますと、裁判官、それから検事、刑事事件について申し上げますというところ、これを含めての意味でございますが、裁判官の員数が比較的に不十分なのはなからうか。その結果は、一裁判所が担当する事件の量が過重となっているということから、ひとつは事件がおくれざるを得ない状態になるのではなからうか。これが一点でございます。これを改めますには、裁判官を増員するということが当然のことになるわけであります。この増員は有資格者の養成を要する増員でございますから、簡単に法律を改正したり、口で増員が必要と唱えてもなかなかできません。これに非常に苦心をしておるという事情でございます。

それからもう一つは、妙な話になりますが、刑事事件につきましても、民事事件につきましても、訴訟関係者が、刑事事件で申しますと検事、弁護士、民事事件で申しますと原告、被告、この両当事者が訴訟の促進に、迅速なる裁判の実現というところに、もつと協力的な心持ちを腹から持ってくる、そして協力をしてくださるということが一番大切なことではなからうか。事あるたびにそういうことに言及をいたしまして、たとえ増員

が簡単にできないとしても、現状の員数のもとに
おける裁判であっても、訴訟関係者がこれに心よ
り協力をして、裁判所の訴訟方式に従ってこれに
協力するという態度が望ましいのではなからうか
というところで心配をしておるわけでございます。
しかし訴訟遅延、訴訟遅延というおとばが各方
面であるわけでございますけれども、ありのまま
に実態を申し上げますと、一般事件はそんなに遅
延の実態はございません。刑事事件におきまして
も、民事事件におきまして、一般通常の事件は
比較的順調に進んでおります。ただ、事件の内容
が複雑多岐にわたります事件は、どうも立証関係
から申し上げても、事柄自体が複雑で、つい
その裁判が長引く。何年もかかる、十年近くも
かかっておるなどということが間々ございまし
て、これが目立って、世間の皆さまから非難をい
ただいておるという事情でございます。一生懸命
に努力をいたしますならば、相当以上の成績を今
後といえどもあげることができると確信いた
しまして、勉強していきたいと考えている次第で
ございます。

○佐々木静子君 いまの御意見を承りまして、こ
の第二点のほうの訴訟関係人の協力という点につ
きましては、これは現在、裁判所と検察庁、ある
いは弁護士会との間に非常に深刻な対立が起こっ
ておりますようなことから、非常にスムーズに話
が運ばないというようなことも原因しているよう
に思っておりますけれども、大臣もそのよう
にお考えになりますか。

○国務大臣(田中伊三次君) たいへん言いにくい
話でございますが、幾らか、今後一その努力を
いたしませんと、理想の姿になりにくいのではな
いかということをお案じております。

○佐々木静子君 その件につきましてはあとでま
たお伺いをさせていただいたしまして、最初
の、判事、検事の増員が必要だという御意見、私
もごもっともだと思っておりますが、今回の
この法案、これによりまして、裁判官が七名ふ
えるということでございますが、実はこの日本で

裁判官がたった七名ふえたぐらいでは、もう焼け
石に水以上の不足ではないかと思うのでございま
すが、これは大臣としても、また、大臣は法律の
実務家としても非常に長いキャリアをお持ちの方
でいらっしゃると思いますので、よく実情御存じだと思
います。でも、もつと単位の違いの相当な人数をふや
さなければ、これは裁判の促進というものははかれ
ないというふうにお考えになりますか。

○国務大臣(田中伊三次君) このたびお願いをし
ておりますこの増員は、もうほんとうに緊急、当
面の増員をお願いでございます。先生仰せのよう
に、増員の必要というものは根本的に強い必要が
ございます。

○佐々木静子君 それから、裁判官のもととなる
法曹の養成の問題ですけれども、これは自民党に
司法制度調査会というのがございますが、大臣は
会長をしておられましたね。いつからいつまで会
長でいらっしやいましたか。

○国務大臣(田中伊三次君) 数年前創立をいたし
ましてから大臣に就任いたしました日まで会長をい
たしております。

○佐々木静子君 これは大臣のお時間の都合があ
るようで、先に伺いますが、昨年の十月の二十四
日に日弁連の法曹養成委員会の委員長とか司法修
習委員会の委員長ら数名が、自民党の司法制度調
査会の方にお伺いいたしました。当時会長であ
られた大臣の御意見を伺ってきたということがあ
るのでございますが、そういうことはございま
すか。

○国務大臣(田中伊三次君) お願いをいたしまし
ておこしをいただきました。御意見を伺いました
事実でございます。

○佐々木静子君 この司法制度調査会で、理想の
法曹を得るためにはどうすればいいかということ
を目的に、いま調査を進めていらっしゃる。ところ
が、現在の司法試験制度では教養や人生観という
ものはわかりにくいので、哲学とか倫理学などを
加え、大幅に司法試験制度を改革しようという御
意見が当時の田中会長の口から伺っているという

ことが報ぜられているわけでございますが、いま
もやはりそういうお考えをお持ちなんではござい
ますか。

○国務大臣(田中伊三次君) それは、先生のいま
のおことばにありましたように調査会でございま
す。そこで、私が調査会の会長として、皆さん
専門家をお招きいたしましたして御意見を承りまし
た。その御意見を承ります際に、司法試験の内容
というものが妥当なやいなや、それから、試験
に合格した者を修習して修習制度をとってお
るが、その修習制度の運営、やり方というものは制
度として妥当なやいなや、それから、修習を終
了いたしました検事、判事を採用する場合に、採
用の基準となるべきものをどうきめておるのか、
そういうきめ方は妥当かどうか、それから、さて
採用になりました際に、何と申しますか、身分保
障のあるものを人事管理、というようなことは
おかしいのでありますけれども、俗にいう人事管
理、採用いたしました後の教養その他の人事管理
というものは現状のままでよいかという事柄を、
実はこれから皆さん専門家でございまして、御
意見を伺いました。伺います際に、こういう意見
もある、ああいう意見もある、この意見はどう
あるかというふうな私が尋ねたわけでございま
す。したがって、私の尋ねたこととは私の意
見じゃない。調査を進めておる結果、こういう意
見もあるが、これはどう思うか、こういう意見は
どうお考えになりますかというふうな意見を尋ね
ていった記憶がございます。

○佐々木静子君 御趣旨はよく了解いたしました
が、裁判官、検察官の任命について一つの基準を
設けるべきではないかという御意見、この御意見
自身、裁判官、検察官を色々のものにして、当然
画一的に、画一的というものが進められるという
ことになりまして、大臣はそういうふうになった
ほうがよいとお考えになるか、やはりこれは個々
の個性なり特徴があったほうが、バラエティーが
あったほうがよいとお考えになるか、その点はど
ういうふうにお考えになるか、どちらのほうのお

考えを持っていられたいですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 私は、弁護士は弁護
士で養成をする、裁判官は裁判官で養成をする
という行き方も一つの考え方ではございませうけれ
ども、法曹一元という大理想を実現する上からは、
どうもそれは当を得ないのではないかと。やっぱ
り現行法のやり方がよいのではないかと。ただ、言
いにくいことをすばり申し上げますと、現行法のや
り方は運営を変えてもらわねばならぬのではな
からうか。どういうふうに変えたらよいのかとい
うと、どうも現行法の司法試験というものの試験制
度は法学の学力偏重のきらいがあるのではな
からうか。もつと良識を養う科目というものがあ
って、それで試験をするということが必要ではな
からうか。まず第一に、試験制度というものです
ね。どうも良識を養うに足る、この人は良識の持ち主
かどうかということ、それは法学の答案を見
ただってわかるじゃないかということがござい
ましようけれども、とにかく良識の持ち主であるか
どうかということについて、これを厳格慎重に考
査をする、採点をする試験制度ではない。これを
具体的に申しますと、第一、社会学は必須
になっていない。それから倫理学も必須ではない。
社会学、倫理学、こういう重要な科目が必須のも
のとなっていない。選択ができることにはな
おるけれども、そうたいして重要なウェイトを置
いた点数を見ようというには思えない。合格した
者を修習いたします修習自体を見ても、教養とい
うことに重点を置いてやってはいない。やっぱ
り専門法律に偏重しておる。法学の成績のいい
やつ——やつというのはいかたがたですが、いい
人をこれを合格者としておるといふ点、こういう
点におかしところがあるのではなからうか、こ
ういうんです。それから採用いたします場合でも
採用の基準というものが、これはまあないしよに
しておるわけでありまして、言及することは適当
でないと思っております。やっぱりそういう試
験を合格してそういう修習を経てきた者を採用す
るといふことが基準となっておるのではなからう

いうだれが見ても偏向の判決だという判決がままに日本の裁判所の、りっぱな裁判所の裁判でございしますが、その裁判の中にもままそういうものがあるやに見受けるのであります。どの事件とは言いませんが、あるやに見受ける。そういうものがないで、一緒にこつてくるのかというと、それは裁判官を養成する制度自体に欠陥があるのではないか、こういうことですね。そこで、その制度を探

法律上の専門的な学力さえあれば裁判官になれる、検事になれるという事になっておるんじゃないかという節がなくてはならない。で、日本の、わが国検事制度を含めまして司法制度、こういうものゝ理想の姿にこれを立て直して、こうと考えるならば、そういうふうな築かれる制度に変えねばならぬというふうには実は考えておるだけのことでございませう。具体的な偏向裁判云々ということとは、私の頭脳のどこにもそれにこだわるところはございませう。

○佐々木静子君　いろいろ御説明を伺いまして、御趣旨は了解いたしますが、この点についてまだ続いて質問をしていきたいと思うのでございますけれども、ちょっと時間のかげんがありますので、また次の委員会に譲りたいと思うわけですが、またあらためてこの件についてお伺いしたいと思っております。

それから、法費養成制度で、たとえば修習生の修練が法律學偏重に走り過ぎて、一般教養の面に欠ける。私も、これは法律學偏重というよりも法律技術の修練に偏し過ぎて、仰せのとおり一般教養についての勉強する機会に欠けるんじゃないか、もう少し教養面にも力を入れて修習時間なども組み入れるようにしたほうがいいんじゃないかという点については、大臣のおっしゃるとおりだと、その点は私も同感なのでございますが、さらに、先ほどお話にもございましたが、裁判官になつてから後もその教養についての予算などがきわめて乏しい。まあ会合するぐらいのことであつて、教養面の修練にその後も欠けてくるんじゃない

か。これは教養面についての予算措置ですが、大臣としてはその増額というもの、私も仰せのとおり教養面についての予算措置がほとんどないように思いますので、それについての増額というようなことを大幅に大臣としてらお考えであるか、またその実現のために御尽力いただけるかどうか、そういうふうなことについての御所信を述べていただきたいと思います。

○國務大臣(田中伊三次君) いまの予算制度、予算の取り方でございますが、それは裁判所が独立しをいたしまして大蔵省と折衝をして予算をきめております。それできまりましたものを、形式だけでございますが、もう数字が確定いたしましたものを閣議にあげてまいりまして閣議決定いたしました。そのときは裁判所はおいでにならぬけれども、私が代表したような形でこれを決定しておりますわけで、そういうことでございますから、予算折衝に直接の当事者として入って交渉できるわけにまいりませんけれども、裁判所のおやりになつて

おる予算折衝の行動を私たちがひとつ側面から援護を申し上げて、そして大蔵省にも今後このことを強く要請をしまして、これがいかにも駄賃ではないんだ、たいへん必要な要素を持った経費なんだということをよく説明をいたしまして、今後だんだんこれをやっていきたい。いままでなぜ一体やっておらぬのかと申しますと、これは

裁判所のおことばがあらうかと存じますけれども、私の承知をいたしておりますところでは、なかなか裁判所の御予算自体も容易でなかったもので、そこまで手が回らなかったということが真相であらうと存じます。しかし、だんだん裁判所も自己単独の御立場で大蔵省との直接折衝をおやりになり、経験がずいぶん重ねられてきております。このごろはりっぱな態度でおやりになっておりますので、これぐらいのことは将来はできていくものと、私もそのつもりで御声援を申し上げる、こういうつもりでございます。

○佐々木静子君 実は裁判所の予算につきまして、きょうは事務総長も経理局長もお越しになつて、

ていらっしゃるのです。で、ちょっとお伺いしたいと思うのですが、裁判所法の八十三条の二項に、裁判所の経費には予備金を設けなければならないということが規定されておりますけれども、これは司法の独立を保障する意味で予備金制度というものを設けているわけですが、この予備金というものはたしてどのように毎年支出されているかということを私ちょっと調査してみたので

ございますが、これを見てもみますと、昭和二十八年年度以降毎年、大体二十年近くにわたって毎年海外旅費というものが大ききまった額、予備金の中から支出されているわけなんです。これは、このように大ききまった額が二十年近くも外国旅費という名前で支出されているところを見ると、これは臨時の支出というよりも裁判所の必要経費なのではないかというふうに私は思うわけなんです。ございますが、どうしてこれを裁判所の通常予算の中に組み入れておらないのか、その点について裁判所の御意見を伺ってみたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(大内恒夫君) お答え申し上げます。

裁判所につきましては予備金の制度がございますということはたゞいま佐々木委員の御指摘のとおりでございます、これは裁判所に限らず、衆議院あるいは参議院につきましてはそういう制度があるわけでございます。またその運用の実態につ

きまして、外国旅費が昭和二十八年年度以降その一部を占めておりますこともたたいまお話のとおりでございます。実はこの海外の裁判官の研究でございますとか、あるいは国際会議の出席でございますとか、戦後はあまりその機会がございません。だんだん最近になってそうした機会が増大してまいったわけでございます。ただいま佐々木委員の御指摘のとおり、そうした経費をもつと通常の予算に計上すべきではないか、私もまことに適切な御意見だと存じます。そこで、昭和四十七年度の予算におきまして、判事補の海外特別研究ということで、別途予算に海外旅費を計上いたしました。また、ただいま御審議をいただいております昭和

四十八年度の予算におきましても、裁判官の海外視察の充実という項目のもとに、また新たな予算の計上をいたしてまいっておる次第であります。本来外国旅費はそうした形で一般の予算の中に計上すべきが本筋でございますので、そうした努力を今後とも継続いたしてまいりたいと、かように思うわけでございます。

○佐々木静子君　私もこれは拝見いたしましたして、

毎年大体同じ額と言いましたが、これは三百万円前後ぐらいのお金でございますので、まあ額としたらきわめて少ないわけですが、これは裁判官というものの経歴とか職務の重要性などから考えますと、実は一般の民間会社とかあるいは同様の経歴なり教養を持った人たちのほかの分野における状態などを見ますと、私は外国に行くことも必ずしも聞かというわけではありませんけれども、やはり見聞を広めるという意味で、若い裁判官がもっと外国に行く機会をたくさん設けたほうが、これは日本の司法の将来のためにいいのでは

ないかというふうに考えるわけでございますが、そういう点について、大臣のほうはどのようにお考えでございますか。またどのような御努力がいただいているか、伺いたいと思うわけでございます。

○国務大臣(田中伊三次君) 先生のおことばどおりには実は考えております。裁判官をもっと大量に、

もつと大ぜいの裁判官を出すようにしてもらいたい、裁判所のほうもたいへん御尽力になりまして、昨年からごくわずかに派遣ができるように予算的措置ができました。四十八年度も同様でございます。そこで、検事のほうも裁判所のおやりになったことを見習いまして、ことしからごく少量でございますが外へ出していただくことができるように、大蔵省に申し入れておりますところは、ことしはこれでよいが、来年は以降は裁判所についても検事についてももっと大幅に奮発してくれよ、年々歳々ふえていくようにしてくれというふうに興請して今日に及んでおるわけでございます。努力をいたします。

○佐々木静子君 いまのお話のように裁判官とか、検察官が特に若い時期に海外に多く出る機会を持たれるようにできるだけ御努力いただくことを私よりもお願いしておきたいと思ひます。

それから、ことしの裁判所予算で、やはり庁舎の増設費というものが非常に大きなウェイトを占めておりまして、特にこれは最高裁の新しい庁舎の、これは第三期の最後の費用であります、七十七億九千六百五十八万円と全予算の八・五%という高率を示しておりますが、この最高裁の新庁舎で、法廷は幾つあるのか、大法廷と小法廷とあると思うのでございますが、どういふことになっておりますか、法廷の数をちょっと伺いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(大内恒夫君) 最高裁判所の新しい庁舎の法廷の数でございますが、大法廷が一つと小法廷が三つでございます。

○佐々木静子君 これは最高裁の判決、まああまり注目されておられない事件ももちろんたくさんありますけれども、中には非常に大きく注目されている事件などもございまして、傍聴券をとるために多くの国民がたいへんに苦勞するということ、いまの最高裁の大法廷あるいは小法廷においても起こるわけなのでございますが、今度おつくりになる大法廷の傍聴席あるいは小法廷の傍聴席は、各何人ずつ入るようになってゐるか、お述べいただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(大内恒夫君) 大法廷の傍聴者の数でございますが、現在の大法廷におきましては、記者席を含みまして百一十席でございます。新しい大法廷におきましては、記者席を含みますと約二百近い席に相なるかと考えております。小法廷でございますが、現在は記者席を含みまして五十席でございますが、今度は記者席を含みまして約七十席くらいに相なつてゐるわけでございます。

○佐々木静子君 それから、下級裁判所の庁舎につきましても、ことしは四十九億五千二百三十三万円というものが投ぜられてゐるわけでございます。

すが、新しく建設される庁舎についても、私は同じようなことを伺いたいと思ひてございします。たとえば、これはどの裁判所でも同じようなことが起こつてゐるのではないかと思ひますが、たとえば私のおります大阪の地方裁判所でも、いま新しい裁判所をつくりつつあるわけでございますが、この大阪地裁に今度つくられる刑事法廷の一番大きな法廷が何名収容できるのか、また民事の大法廷は何名収容できるのか、私、これを持件にお尋ねしたいと思ひますのは、いままで刑事事件につきましては多数の被告があつてなかなか入れないというやうな問題もかつてはございましたけれども、主としていまは傍聴人が何人入れるかというのが重大な問題ではないかと思ひますが、特に、裁判所予算などを拝見いたしておりますと、公害訴訟などが激増してゐる。それにどう対処するかというやうなことが、ことばの上では書かれておるのですけれども、実際につづられてゐる裁判所の民事法廷というものはきつめて狭うございまして、現在におきましてもどうにもならないというのが実情なのでございしますが、この刑事、民事の各法廷、最大入れてどれだけ入れるようになっておるか、お述べいただきたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(大内恒夫君) 大阪の裁判所の民事あるいは刑事に分けてこまかい数字、ちやうどあいにく持ち合わせておりませんので、たいへん恐縮でございますが、私の承知いたしております限りでは、一番大きな法廷の傍聴席の数が約百名、正確に申しますと九十六席あるといふに記憶いたしております。

○佐々木静子君 いま私も申し上げましたやうに、たとえばこれは大阪の場合でございますが、空港騒音訴訟などは、これは原告の数だけでも二百名をこえるわけでございます。私、たまたま知つてゐるだけでも、空港騒音訴訟にしても、あるいはスモン訴訟にしても、あるいは近く出される森永ミルク中毒児の訴訟にしても、これは原告の数だけでも相当数に及ぶ。現実の問題として、

空港訴訟でも、自分の裁判かどのやうに進められるかをこの目で見たいと裁判所に来て、原告自身が数の制限を受けて法廷に入れない、あるいは自分にとつて関係のある証人がどのような証言をするかといふことを聞こうと不自由なからだで法廷に出て来ても、法廷はもういまおしやつたやうに五十人とか百人しか入れないから、原告自身が入れない。これでは裁判に実のところならないと思ひます。原告が入れないんですから、傍聴人はまして入れないわけでございます。そういう点で、せつかく国民のたぐさんの税金を使つて裁判所を新しくおつくりになるのに、これでは、もともと裁判所が民事は狭いというなら、これはいたしかたないと思ひますけれども、わざわざお金を使つてつづられるのに、いまつづられてつづるその法廷がもう狭くて、もの数の数にならない。また、これはたまたま大阪のことばかりで申しわけございせんが、そういう事件になると原告代理人だけでも五十人ほどゐるわけでございます。が、代理人席は、机の前にすわられる弁護士のいすといふのは四つくらいでございまして、ほかはいすを入れることもできない。うしろに弁護人が立つて弁護をしなくちゃならないというやうな、これではせつかく裁判所をおつくりになるのにもったいないじゃないか。そういう点について根本的に何とかお考えになる、あるいは法廷の改造を考へられるとか、そういうお気持ち、お考えはございせんのですか、どういふやうに対処なさるうとお考えになりますか。

○最高裁判所長官代理人(大内恒夫君) 私どもが裁判所の法廷並びに庁舎を設計したつぎましては、必ず現地の裁判官の方の御意見も十分伺ひておる次第でございます。法廷の広さ、傍聴人の席の数、当然これは一つの大きいポイントでございます。ただいまお話のございました大阪につきましても、私の記憶しておりますところでは、大阪高等裁判所あるいは地方裁判所は、裁判官、職員を含む建設の委員会を開きまして、そ

こでいろいろの案を検討されて、こういうものをつくつてほしいというところで、私どもは設計をして施工してまいつたという経過に相なつております。まあしかし、いすれにいたしましていろいろの問題がありますことは、ただいま佐々木委員のお話のとおりでもございしようし、今後さらに必要に応じて、各方面のそうした御意見を踏まえながら、十分に検討いたしてまいりたいと、かように考えます。

○佐々木静子君 それから、同じくこれまた大阪の裁判所のことで恐縮でございますが、部を一つふやしたいというやうなお考えが、非公式ですが裁判所の部内でもあり、弁護士のほうの希望でもある。ところが部をふやすには、いまの設計ではもう全部将来裁判所ができ上がったとしても、裁判官席はこれだけでいっぱい、満席で、部をふやすことができない。これは主として場所的關係から部をふやすことができない。もし、部をふやすとすれば、裁判所の中の弁護士控室をつぶして部をふやす以外に方法がないという実情なのでございします。これはいまある裁判所についてそうだとすることはなくて、将来建つ裁判所についてそうだとおつてございしますが、これじゃあまりにもわざわざつくるのにつまらないじゃないか。一般のわれわれの家庭でも、家を建てるときにはいま子供が一人いる。しかし、あとまだ二人ぐらいできるかわからないといふことで、子供部屋を広くしておくと、いろいろ考へて建てるのが普通でございしますが、いまいる裁判官だけがちやうどすわれるだけの裁判所を現在つくつたところで、いま法務大臣御自身もおしやつてゐるやうに、どんどん増員しなければいかぬ。今度は増員ができるとなると、すわる場所がないから、裁判官をふやしてもらつても場所がないというんじやこれは悪循環でどうにもならない。これは裁判所を新築なさるときに、どうして、将来ふえるであろうところの予定を頭の中に入れて新築していただけないのか。またそのときはそのときでつづりかえれば、い、わ、というお答えなのかもしれせんけれども、

それはあまりにも国民の税金の乱費じゃないか。そこら辺はどういう計画なり着想のもとに進められているのか、伺いたいです。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) まことにもったい御意見でございまして、もしそういうことがございまして、非常に私どもといたしましても申しわけないことでございまして。ただ、私どもが現にやっております現状だけを御参考までに申し上げますと、やはりこの増設あるいは裁判官の増員といったようなことも当然あり得るわけでございます。私どもといたしましては、一割以上ふえるというふうなことになりますと大げさでございますが、その程度以内の増加でございすれば十分対処できるように、それだけの余裕は最初から見込んで実は設計をいたし、建てているわけでございます。ただいま大阪のお話がございまして、大阪の場合はまだ未完成でございまして。ことしの秋に完成いたしますと、私は、部が一つふえまして十分収容できる能力は持つておるものと、そういうふうな信じております。

○佐々木静子君 それから、この庁舎新築のときに考慮していただきたいことで、特に私感しますことは、公害訴訟が非常に多くなつて、公害病患者などが裁判所に公判のために出頭するということが多くなつておるし、また、この裁判所の統計を見ましても、交通事故の事件が相当多くなつておる。訴訟、調停のために、交通事故の被害者が訴訟の当事者として裁判所に出現しなければならぬ機会がまたこれは激増していると思うわけでございますが、実はこの間、私、ある用事で重い身体障害者の方が裁判所に出現するに、車いすじゃないととても運べない。それで、裁判所のほうに伺いますと、車いすは身体障害者の場合は身体の一部であらうという御見解から、車いすを法廷へ入れていただいたわけなんですけれども、私、裁判所の入口からその患者さんを乗せて法廷まで車いすを運んでみたわけでございますが、これは現実には運んでみると、実にむだなあふないところが多々あるわけですね。私は、普通の役所と

違つて裁判所というところは、そういうことでからだをそこねられた人とか、そういう方が出入りされることが多いわけですから、やはり身体障害の方が動きやすいように、まあどうしてもしかなない階段とか何とかはこれはしょうがありませんけれども、むだな、身体障害の方の歩きにくいような工事というものは、最大限控えるべきじゃないか。私は、まあ考え方によれば、身体障害者のための、階段じゃなくて、スロープぐらいのものはひとつくつてもいいんじゃないかというふうなふうに思ふわけでございますが、公害訴訟あるいは交通事故訴訟の激増を考へて、裁判所はその点についてどういふふうな御配慮をお考えでございましてか。

○最高裁判所長官代理者(大内恒夫君) 別に身体障害者に御不自由をかける意味で階段等をつくつていゝるわけじゃないんですが、ただいまお話しのような新しい例の問題につきましましては、各裁判所から実情をよく承りまして、研究いたしてみたいと考えてます。

○佐々木静子君 身体障害者の人も、できることならば動けるような、一人で裁判所へも行ける、あるいは証人に呼ばれたら、そうそうそんな悪条件のために出れないというふうなことがないような、そういう法廷設計というものも、わざわざお金を出してつくられる以上、今後考へていただきたい。これは身体障害者であっても裁判を受ける権利があるのですから。だから、そういう点についてもできるだけ広くいろんな人が裁判所に来れるように、そういうふうな点について特に御配慮をこれからお願いしておきたいと思うわけですね。

次に、時間の関係がございまして、別の執行官制度の問題に移りたいと思ひます。

これは昨年の十二月の十三日に大阪地裁で競売談合の被疑事件に関連して、地裁の執行官臨時職務代行者が競売にからんで執行立ち合ひ人から収賄したという疑いで逮捕されたという事件があったわけでございますが、そしてこの被疑事件の捜査のために、警察が大阪地裁の執行官室を再度に

わたって捜索するというあまり芳しからぬ事件が起つたわけでございますが、私は、この事件については、基本的には、執行官臨時職務代行者は公務員でないから収賄罪には該当しないという考えを基本的に持つてゐるわけなんですけれども、いずれにしても、裁判所に対する国民の信用を著しく失墜したというところはこれは否定できない。そして、これは現在の執行制度というもののまああまり触れたくない恥部に触れたたような感じがするわけなんです、現在の執行制度で、これで完ぺきだと、最高裁当局がよもや思つておられないと思うんでございましてけれども、現在の裁判所の正規の職員で民事の強制執行を担当のために執行官室に勤務している人員は何人いるのか、まずそれを伺いたい。そして、その執行官室に勤務している正式の職員、その職種とか職名とかを伺つてみたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 執行官室に勤務している正規の職員と申しますと、執行官を含む……

○佐々木静子君 はい、さようでございまして。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 執行官の数は、現在、昭和四十八年一月一日現在で三百五十六名でございまして。それ以外に執行官室で直接勤務している裁判所の職員はございせん。

○佐々木静子君 いまお話しのように、執行官だけであつて、執行官室で働いているのは、人は全部裁判所の正規の職員でない。これは私は非常に奇妙なことじゃないかと思うわけですね。執行官の職務上の地位は国家機関としての性質を持つてゐるとこれは当然解されるわけでございますが、これは現実には執行費用というものが国の支出によつてまかなわれてゐるのじゃなくて、執行官の独立の事業、個人事業となつてゐるところに非常に多く問題を残す根源があるというふうに思ふんでございまして。

と言ひますのは、この間、前記事件が新聞に報道せられて、裁判所の執行官室というものがクローズアップされたわけですが、裁判所の

執行官室で働いてゐる事務員を、これをもう一般の国民は頭から裁判所の職員と思ひ込んでゐる。私が、これは実は収賄罪になるであらうかということを言つても、冗談じゃない、裁判所の執行官室で働いてゐる人がなぜ裁判所の職員じゃないのかというの、これが素朴な国民の一般的な感情でございますし、また競売の受付、あるいは記録とか、金銭の保管などというふうな重大な仕事を現実には扱つてゐるわけなんですけれども、実際は裁判所の職員ではなくて、執行官個人で雇つてゐる事務員、この事務員に対して、しかし世間は、いま申し上げたように、裁判所の職員だと思つており、裁判所の職員だからということ信用してゐる。そこに大きな矛盾があると思ふんでございまして、この事務員を、裁判所としてどういふふうにして、そういう関係にある事務員を監督していくか、どういふふうにするか、裁判所とすると、この事務員の採用なりあるいはその職務の状態を管理していくことができるのか、どういふ体制でいま臨んでおられるのか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 御承知のとおり、執行制度の改善につきましては、長い間法務省において検討を続けてまいつたわけでございますけれども、まあそのあるべき姿として、執行官を完全な俸給制の公務員にするというところを、一応ねらつて検討を続けてまいつたわけでございますけれども、現実の問題として直ちにその方向に切りかへるといふことは困難であるということ、現在の執行官法が制定されたわけでございます。執行官法制定に際しましては、従前の手数料は一応そのまゝ残す、しかしながら、旧来のいわゆる役場制と申します、執行吏による個人企業経営的な要素は払拭して、こういふことをねらつておつたわけでありまして、その意味で、古くからありました執行吏代理という制度、現在の執行官臨時職務代行者に当たるわけでございますが、執行吏代理制度というものは廃止いたしました、純然たる執行行為あるいは送達行為は執行官自身が行なうという方向に持つていこうというこ

とで、そういう規定となつておるわけでござい
ますが、現実におります執行吏を直ちに廃止するこ
とは、執行事務の停滯を来たすばかりでなく、執
行代理者の生活に關係する問題でございませう
で、暫定的な措置として執行官臨時職務代行者と
いう形で残すということになつたわけでございま
す。これは將來執行官法の規定のとおり、漸次減
少していくものでございまして、やがて数年の後
には自然に解消するものであらうかと存じており
ます。

それから事務員の關係でございすけれども、
これは執行官が完全な手数料制という前提に立ち
ました場合に、執行官として事件数の非常に多い
ところにおきましては、みづから執行に伴ういろ
いろな雑用を行なうことができないわけでござい
ますので、やむを得ず、執行官として本来の執行
事務なり送達事務なり行なうために、雑用をみづ
からの費用のもとにおいて事務員を雇うというこ
とを、これも認めざるを得なかつたわけでござい
ます。その意味で、現在事務員というのがかなり
多数執行官室に残つておるといふのが現状であ
るわけでございす。しかし執行官臨時職務代行者
を認めるためには裁判所の許可を要することに
なつております。事務員の採用にあつても、裁
判所が承認を与えるという形で、採用のときに
ございましては直接に裁判所が監督をするというこ
とができるわけでございす。採用後におきまし
ては、直接に裁判所の職員でございせんので、
直接の監督権は及ばないわけでございすけれど
も、やはり執行官臨時職務代行者の職務や事務員
の職務が執行事務の適正のために重要な要素をな
しておるといふことに変わりはないでございせん
ので、執行官に対する監督を通して臨時職務代
行もしくは事務員に対する指導を行なつていくと
いう体制で現在進めておるわけでございす。

○佐々木静子君 昭和四十一年の十一月八日、最
高裁の民三第八七〇号、高等裁判所長官、地方裁
判所所長、家庭裁判所所長あての通達によりま
す、いままでお話しになつたような執行官室の事

務員の承認の申請についての手続きが書いてあり
まして、事務員にならうとする者の氏名、年齢、
住所、学歴、職歴を記載した書面を裁判所に出す
ことによつて許可を得るとなつてゐるだけなんで
ございす。これはまあ執行代行者の問題はま
たあとに聞くとしまして、これは裁判所の何も掃除を
する御婦人の仕事に責任が軽いというのでは
私、決してございせんけれども、まあ裁判所で
掃除をする御婦人を採用するにしても、所長み
ずから面接をする、またいろいろ調査をする、その
上で採用するというのが私の伺つてゐる裁判所の
実情のようでございすけれども、現実に執行事
務という、重大な書類を保管したり多額の予納金
を取り扱つたりする執行官室の事務員というもの
の採用についての許可が、これは名前と年齢と住
所と学歴と職歴を書いた紙一つでこれを扱つてい
るということ自体、非常にずさんなのではないか。
やはりもう少しこれは、少なくとも裁判所の執行
官室で働く、そして一般国民は裁判所の職員だ
と思ひ込んでお金を渡すというふうな、そういう仕
事を、補助的にしろ手伝う人たちは、もう少しそ
の任免について裁判所に権限を持たせていいの
ではないかと私は思ふわけなんです、このいま言
ひました通達はまだそのまゝ変更されてないわ
けでございす。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) ただいま
その通達は変更されておられませんが、実際の
問題として直接の職員でない関係で、成規の規定
を設けることはできませんけれども、運用の問題
としては、各地方裁判所で、それぞれ執行官事務
員を雇うにあたりまして所長が直接に会われる所
もあらうかと存じます。あるいは執行を担当して
いる裁判官あるいは裁判所長、事務局長、執行官
を監督する首席書記官等が面接するということ
は、実際の運用としては行なわれてゐると考えま
す。

なお、ただいま佐々木委員のお話の中に、予納
金を事務員が扱うということばがございす。予納
金、これは現在におきましては事務員が予納金を

扱うということはないことになっております。こ
れは御承知のとおり執行官法の規定にもございま
すけれども、執行官の取り扱う職務に關する金銭
は地方裁判所が取り扱うというふうに改められま
して、附則で暫定措置があつたわけでございす
けれども、昨年度までで完全に會計關係の事務官
は辞任いたしました、現在では金銭に關する限りは
地方裁判所の會計の担当職員が扱つてゐるとい
うことになっております。

○佐々木静子君 それは、予納金制度はそれでは
改められて非常にけつこうなつてございす。この
これは実はこういう事件がありましたので、この
當時執行裁判所の部長判事なり、あるいは所長、
上席の、執行官室で働く職員の監督、任免とか監
督についての実情をお尋ねしたわけなんですけれ
ども、実のところ非常にそういうことで監督しに
くいというのが、現地の所長とか上席なり、ある
いはその部の総括裁判官の意見であつたわけなん
でございす。そういうことで、いま金銭のほう
は解消したとしまして、競売期日の受付という
ことだけでも非常に国民の權利關係に密接な問題
でございすので、これはやはりもっとチェック
する方法を裁判所として考えていただきたい、そ
うして裁判所の責任者がチェックしやすい状態を
これはつくつていただきたいと思ふわけなんで
ございす。

それから特に先ほど来お話のありました執行官
の臨時職務代行者の仕事、これはまあ国民の權利
義務に密接な關係を持つてゐることは言
うまでもないわけでございす。これにつきま
しては、裁判所にこれは許可を得なければならな
いということですが、先ほどの通達によりま
す、やはり同じく氏名、年齢、住所、それから執行官
臨時職務代行者になつたときの資格第一項から第五
項、これは執行官規則附則第五條第一項に定めら
れてゐる分ですけれども、そのどれに該当するか
というふうな手続的になつてゐるようでございま
すけれども、それでは非常に不備だと思ふわけな

んです。そういう点について、これは事務員以上
に、何層倍か權利義務の密接な關係を持つ重大な
仕事でございすので、暫定的にこういう職務執
行代行者を使わなければならないことはやむを得
ないといひましたけれども、それならそれだけに、も
っと裁判所は国民に対して責任の持てる体制とい
うものをとつていただきたいわけですが、その件に
ついてどうにお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 執行官臨
時職務代行者につきましては、先ほど申し上げま
したとおり、従来の執行吏代理として勤務してい
た者を暫定的に職務代行者として認めたわけで
ございすので、執行官個々は新しく職務代行者を
任命するということがないわけでございす。し
たがいまして、現在の臨時職務代行者は、従前か
ら執行吏代理として勤務してきたものでございま
すので、その執行吏代理の中で、臨時職務代行者
として残ることが相当かどうかについての判断を
各地方裁判所でやつていただく、こういうことで
処置してまいつたわけでございす。

○佐々木静子君 そうすると、この百五名はもう
ふえることはなくて減るばかりでございすね。
○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 御意見の
とおりでございす。
○佐々木静子君 そうしますと、この百五名の方
がだんだん減つていくのに対する補充の方法とす
ると、新たに執行官の数をふやしていらつしやる
わけにございす。年々どのくらいふやしてお
られますか。
○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) できるだ

けふやすという方向で努力いたしておるわけでございますけれども、年々十名前後というところでございます。ただ、臨時職務代行者について、御承知と存じますけれども、執行吏代理の時代におきましては、執行行為の代理、送達行為の代理と両方やらせる場合が多かったわけでございますが、執行官法制定後は、臨時職務代行者には執行行為はやらせないという運用方針をきめまして、現在全国でほとんど執行行為を代行するという例はないように伺っております。したがって、現在担当している事務は送達の関係だけであらうかと存じます。

○佐々木静子君 判決はいただいたけれども、あるいは仮処分なり仮差し押えの決定は出たけれども、執行官に行ってもらって、後、つかまえるのにこれがなかなか順番が回ってこないというの、これは一般の、特に弁護士の人たちの悩みなんですけれども、これは執行官九名くらいの増員ではとても追いつかないと思うわけでございますが、大体どういふところ辺にその給源を求めているらっしゃるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 執行行為は非常に法的な判断を要する事務でございますので、どうしてもやはり法律に詳しい人でないといふ執行官としての職務はつきまじりませんので、原則的には書記官の方に執行官にかわっていただくようにお願いいたしておるわけでございます。

○佐々木静子君 これは執行官職務代行者が職務を実施するについて、当然のことだと思ふんですが、故意とか過失による違法行為があったときには、これは国家賠償の対象になると思うのでございますが、そのような重大な、だんだんと権限は狭めているというお話でございますけれども、そのような重大な職務を行なう人についての監督が十分に行なわれたいという、話もとに戻りますが、状態であり、しかも肝心の本来の執行官の増員というものがなかなか確保できないとなれば、勢い執行代行者のほうにも、いろいろな意味でのしわ寄せが来ているというふうなのが実情だ

と思ふわけでございますので、先ほど申し上げました昭和四十一年の通達をぜひ御検討いただいて、もう少し裁判所が責任を持てる体制で取り組んでいただきたいと思いますとともに、これはだれが見てもこの制度は中途はんばである。これをもうと本格的に解決をして、執行制度、ひいては日本の裁判所が国民の信頼に十分にたえ得るようになさっていただきたいと思います。この点につきまして、事務局長お越しでございますので、事務局長としての御見解を伺いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) 御趣旨を体しまして、十分努力したいと思ひます。

○佐々木静子君 それから次に、これは本法律委員会でも何回も反対の意思を表明していただいてまいりました地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則が最高裁判所において定められて、昭和四十七年の十一月の二十日から実施されておるわけでございます。そして、この実施に伴って、大阪とかあるいは広島をはじめとする各地方裁判所で訴訟の手續が上幾つかのトラブルが弁護士と裁判所との間に起こって、訴訟が混乱しているといふことは、これは最高裁当局におかれても十分御存じのとおりだと思ふわけでございますが、さて、この規則について若干お伺いさせていただきます。最高裁判所事務総局発行の昭和四十七年十月二十八日付裁判所時報の号外、これは地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則の解説と題する書面が、表裏二ページ全面にわたって載っておりますけれども、ここに記載されたのが、最高裁事務総局の本規則に関する解説であることに間違いございませんか。この解説は最高裁事務総局が出されたということ、この点は間違いございませんね。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 御指摘のように、裁判所時報の号外で、ただいま御指摘の地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則の解説というのを載せております。しかしながら、これは事務総局における公式の見解ということではございませんで、昨年の十月の十三日に、規則の解釈、運用について裁判官会同行なわれましたので、会同行の席でいろいろ協議がなされたところの結果を、それを一応取りまとめたという形でございます。

○佐々木静子君 そうしますと、この解説書に書いておられる事柄は、その拘束力はあるのですかないのですか、この解説書の性格というものをお述べいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 先ほど御説明いたしましたように、要するに会同行における協議結果の取りまとめでございますので、そういう点から申しまして、特に拘束力はありません。

○佐々木静子君 そうすると、この規則の中にいろいろ解釈上、これは弁護士の中にも裁判官の中にもいろいろ解釈上の問題、差異というものが出てきておるのでございますけれども、その点について、これはもう個々の裁判所、裁判官にまかせてあるというのが最高裁のお考えでございますか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) これは規則でございますので、他の法律と同様、その解釈、運用等につきましては、それぞれ担当官、裁判官が考えられてこの運用をはかるといふことになろうかと思ひます。

○佐々木静子君 これは現実の問題として、一条の一項などの解釈として、「参与判事補は、当該事件に参与しているものであるから、準備手続や受審裁判所の行なう和解勧告についても参与事務を行なわせることができる。」こうなっておるんですが、これは、こういう事柄について幾ら実務家が議論しても、参与事務というは何なのかというものがさっぱりわからないわけですが、これは、最高裁は規則は一方的におつくりになったが、規則の内容についての説明は、これはもうなさらないというのが基本的な立場ですか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) それについての説明を全然しないということではございませんで、やはり規則として立案した以上、立案者といましてそれぞれの解釈は持っておるわけ

でございます。

○佐々木静子君 そうすると、立案者としての最高裁事務総局の意見を伺いたいと思ふわけですが、いまの点につきまして。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) この規則の立案にあたりましては、各方面の意見等を参酌いたしまして、一応そういうふうな解釈を取りまとめたものでございますので、したがって、ここに書いてあるようなところが、大体立案当時の解釈でもあったというふうな考えでおるわけでございます。

○佐々木静子君 ここに書いてあるのがというのを見せていただいても、そこにはただ「参与事務を行なわせることができる」という程度で、それ以上のことは解説書にも書いてないわけなんです。でございますけれども、そうすると、これは現地の裁判所もよくわからない、弁護士もわからないということだと、これはどうすることもできない。法律と同じようにと言われたんですけれども、法律というものと、国会審議というものがあつて、こういう法律はどういうやりとりで、どういう経過を経てこの法律ができたかということがはっきりと議事録にも載っておりますから、ですから、この法律はこういう意図で、こういう意味を持つておるんだというふうなことが、はっきりと国民に明らかにされておるべきけれども、この最高裁の規則、これはこの間の議事録というものが公表されておるから、ただわからないというのと、この一言に尽きるわけなんです。ですから、おわかりでしたら、それを最高裁はどういうことを考えておられるのか、具体的に述べていただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 先ほど申し上げましたとおり、昨年の十月十三日に、この規則の解釈、運用について裁判官会同行なっておりますので、その会同行であられましてところの解釈、運用等に対する問題点その他につきましては、それぞれの裁判官がその会同行の結果を、それぞれ現地裁判所に戻られて、裁判官にも御説明

でございます。

されているというふうに考えております。

○佐々木静子君　そうすると、これは法律と同じようにとおっしゃったけれども、法律と同じじゃなくて、裁判所の部内だけで一応そういう打ち合わせを、このように解釈するときただけであつて、これはまあ公表できぬというわけでございませぬ。これは最高裁から言わぬ限り、各地裁の聞いてきた人がどういうふうに聞いたとか、ああたとか言われたところで、これはみんながそれぞれ内容がよくわからぬと言っているのが一般的なものでございますから、これは個人的にいろいろの人がいろいろのことを言う個人的な意見にしかすぎない。そうすると、最高裁としたり、これはいまの御答弁では、はっきり言えぬ、そのとき集まった裁判官に言つたということございまして、国民にはそのことについて言うつもりはないという、そういうことでございませぬか。そうすると、法律などと同じように、とおっしゃったけれども、法律とはむしろ全然違ふわけですね。そうすると、その解釈の基準とか、この規則をどう考えるかというふうなことにについては、まあかつてに考へるというお考えで、ということになると解釈せざるを得ないんです、結論的には。そういうことで

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君)　どうも先ほどのことが足りなくて申しわけありませんが、法律と同様と申し上げますのは、やはり法律の解釈もそれぞれの法律を適用される裁判官の解釈による、そういう趣旨で、本規則もそれを適用される各裁判官の解釈による、こういう趣旨でございます。

○佐々木静子君　くどいようですが、法律の場合は、疑問点は国会審議の場ではないとお尋ねもしますが、これは私個人のお尋ねをしているわけじゃなくて、国民の代表としてお尋ねしておるわけ、わからぬことはいろいろと国会の中で検討するチャンスがあるわけですね。しかし規則の場合、規則だって、つくられた裁判所がこの規則

はこういう意図でつくつたんだ、こういうわけなのだと言明していただければいいわけですね。説明されない限り、国民が何うチャンスというものは全然ないわけですね。そこら辺で非常にも、法律でも各裁判官の解釈によるとはいへ、そこは非常に違つていふところがあるわけなんです。規則にきまして、この規則はどうか解釈しているか、あるいはこの通達はどう解釈しているかということについて普通は当局が答えたいだけのもので、この規則だけは非常に特異な取り扱ひだということに解釈せざるを得ないんですが、その点はどうなんですか。非常に特異な取り扱ひをしているわけですか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君)　特に特異な取り扱ひということではございませぬで、ほかの規則と同様、数回規則制定諮問委員会も開きまして、各界の方々の御意見も十分そこで参酌しておりますし、またそれぞれ各地の裁判官等の御意見も十分参酌して制定されたものでございませぬ。○佐々木静子君　いや、その制定されるに於いて裁判所部内ではいろいろの方々の意見を聞いたということとを私問題にしているんじゃないんです。外部の、国民がわからぬから聞いているわけなんです。だから、内部的にどういふふうに意見を聞かれたか、あるいは裁判官会同でどのような打ち合わせをされたか、それが外部にわからないから聞いているわけなんです。普通の規則とか通達で、われわれが見てこれはわからぬところは、この解釈はどうですかとその通達を出された当局に聞かれれば、実はさういふことと通達を出したんだと普通は説明されるし、規則についても同じなんです。法律については、もちろん国会審議というものを経ているから、国民がいろいろと質問をした上で、国民の了解を得て法律が成立するわけですから、これはもう言をまたないわけなんです。そういう点では、裁判所がいろいろの意見を聞いたということの問題にしているんじゃないや

ないか、これは一体どうなっているかということとを伺つておられるわけなんです。○最高裁判所長官代理者(田宮重男君)　どうもいろいろ不行き届きで申しわけございません。先ほど冒頭で、この裁判所時報号外は、裁判官会同の協議結果を取りまとめたものにすぎないというふうに申し上げたのでございませぬが、この裁判所時報の号外にもありますように、「当局かぎりの一応の見解」ということで、立案を担当いたしました総務局の見解ということ、これを一応の解説、解説というふうにお考えいただいていいわけなんです。もちろん、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、この解釈が個々の裁判官を拘束するものでないことはもちろんでございます。

○佐々木静子君　そうしますと、話をもとに戻りますが、最高裁とすると、参与判事補の準備手続とか和解勧告についての参与事務というものはどのように解釈されているのか。これは訴訟の当事者としても、裁判官はこういうことをやる、書記官はこういうことをやるというのをわかつて法廷に行つていくのに、この人だけは一体何をやるのかわからぬで法廷に出たところで、こちらも防御とか、訴訟行為のしようがないわけですね。それがはっきりわからぬことには話にならぬわけですよ。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君)　和解等につきましては、もちろんこれは参与判事補はその裁判体の構成員になるものではございませぬので、直接和解に関与するということではできないわけでございます。ここで申し上げておきますところの和解といふのは、裁判官が和解を進められるその過程において、当該裁判官に対して和解の原案といったようなものを、下書きといったようなものをする、そういうようなことを考えておるものでございませぬ。

○佐々木静子君　そうすると、現実当事者の中に入つて和解の労をとったり、あるいは準備手続においてもそういうことは一切しないわけなん

すね。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君)　法律論としては、まさにそのとおりでございます。

○佐々木静子君　そうすると、司法修習生の立ち会いと大体的な上で同じことですか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君)　外型的には一応司法修習生と同じような形になると思ひますけれども、やはりこの制度の趣旨から申しまして、積極的にその場合の事案について意見を述べることができ、そういう点については司法修習生とは違つたこととございませぬ。

○佐々木静子君　意見を述べ、といふおっしゃつたんですが、これは和解だけではない、判決とか個々の訴訟指揮などについても同じことだと思ひますが、これは、意見を述べることができ、といふことと、法的には、意見を述べ、といふのはどういふことですか。述べても、これは当該裁判官が拘束されないといふことははっきりしていると思ひますが、そういうことからすると、修習生にしても、意見を述べることができ、ということにおいては、これは立ち会つていく事件について、裁判長こうじゃないかといふことを、それは幾らでもできるのでございまして、そこも変わりがないじゃないかと思ひますが、その点はどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君)　この規則の第二条にありますように「参与判事補に意見を述べさせることができる」といふことは、当該裁判官から意見を求められれば意見を述べなければいけないといふことに相なるわけでございます。したがひまして、司法修習生の場合には、たとえ裁判官から意見を述べよといふふうに言われましても、その意見を述べない場合も当然許されるといふ点が違つたと思ひます。

○佐々木静子君　この「意見を述べさせることができる」と、これがまたもう一つよくわからぬのでございませぬけれども、そうすると、この裁判所が参与判事補に意見を述べさせるといふ行為自体は、これは司法行政上の命令ということになるわ

けですか、それとも訴訟指揮の指揮権の発動というふうなことになるんですか、これはどちらの性格に属するものなのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 広い意味では司法行政だろと思ひます。ただ、司法行政と申し上げてもいろいろの面がございまして、裁判所そのものに密接に関係のある司法行政と言つてよいだらうと思ひます。

○佐々木静子君 これも私も一つ性格がよくわからなからお尋ねするんですけれども、たとえば参事判事補に、この方が裁判体を構成する裁判官でないことははっきりしておりますが、参事判事補に對する公務執行妨害罪というものは成立するといふふうに——これは個々の裁判官といえは個々の裁判官ですけれども、当局とすると、これはするとお考えなのか、しないとお考えなのか、その点をちょっと伺つておきたい。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 参事を命ぜられますと、一応それは職務ということになりますので、したがって、参事している間のことにございまして、これは公務ということになると思ひます。

○佐々木静子君 内容そのものにつぎましてはまだまだお尋ねしたいと思ひますので、先ほど一番最初にもありましたように、この解説というものがこれは各裁判所を拘束するものでないという御見解でございまして、あまり立ち入って次々とお尋ねしても、これは、あるいは拘束しないといふものに対して御見解を伺うのもどうかと思ひますので、これは拘束しないということを確認させていただいて、次の質問に移りたいと思ひます。

この規則に対して、多くの弁護士会の反対決議がこれは次から次へと出されてきて、最高裁も十分そのことは御承知のとおりだと思ひますし、また裁判官会も持たれてきて、これは判事補ばかりではなく、高裁とか地裁の部長クラスの裁判官なども多く御出席になって、この制度に対して多くの批判が出され、反対の意見が表明されたとい

うことは、これも御承知のとおりでございすけれども、どうしてここまで法務部内でのきわめて強い反対があるのに、何ゆゑにこれを推し進められるのか。特に、弁護士のみではない、裁判官が、いまも言いましたように、全国の裁判官が集まつて、しかも相当練達された部長クラスの方まで集まられて、強い反対意見を出されている。また一審強化協議会でもこの問題が持ち出されて、この規則の導入は訴訟促進になるどころか、むしろ訴訟の遅延をもたらすものである、という意見が一般的に強い。その点を先ほど来の訴訟の迅速化というふうなことから照らし合わせて、どのようにお考えになつておられるのか、述べていただきたい。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) 規則の制定当時いろいろな意見がございましたことは承知しております。ただ、その当時、先ほど申し上げましたとおり、規則制定諮問委員会を数回開きまして、十分協議もいたしましたし、またその当時、現地裁判官の意向等も十分お聞きいたして、その上で規則の制定ということに相なつたわけで、先ほど佐々木委員がおっしゃいましたように、いろいろ反対意見が非常に強いのにかかわらず、無理やりこれを強行したという点はないといふふうに確信しておるのでございます。

○佐々木静子君 これは過去のことじゃなくて、現在進行中の問題でございまして、反対があつたといふんじやなくて、いま反対がますます起つてつづつあるというのが現実なわけです。たとえば、これは大阪の弁護士会でも、つい最近のことです、まだ回答書もほとんど回収している状態のごときでございすけれども、ほぼ集まつたところでは、会員の全弁護士に参事制度のこの規則の実施についてアンケートを求めたところ、現在回収している分では、四名の人が必ずしも反対はしないという意見であるのは、他の全部が反対、しかも強く反対するという意見が、これははつきりした数は、いまだただけ集まつたか知りませんが、数百という数だと思ひますが、数百述べられておるわけでございます。そういう意味において、これは

大阪だけではなく、各地で起こつてゐる。広島でも、あるいは先ほど申し上げました仙台などでは大阪以上に活発に反対運動が起こつてゐるというわけでございますけれども、そういうような意味で、いま過去に反対されたといふんじやなくて、過去も、この問題が持ち出されてからちょうど一年余りたちますが、一年余り反対が続いてゐるわけですが、ますます反対が激化してゐるという状態なわけですね。そして、これは広島島の裁判所、また仙台の裁判所などから、現実に該当する地方裁判所に出版されている案でも、これはほかの単位弁護士会でも、私の十分に知つておられない弁護士会でも同様の意見が出てゐるんじやないかと思ひますけれども、個々の事件について両当事者が納得し、同意した場合にやってもやむを得ないが、民事事件において一方の当事者が反対している場合には、弊害が非常に多いからやめるように、というふうなことの要望が各単位弁護士会から地方裁判所に出版されている。刑事事件については、同じく、弁護士あるいは被告人のほうから反対の場合はもちろんこれはやらないといふこと

で、そういうふうな案が具体的に出版されているようにございすけれども、これはやはり法廷の混乱を避けて、不必要な、無意味な混乱のために訴訟が遅延するといふようなことを防ぐためには、やはり訴訟関係者の納得ということが、同意ということが必要なんじやないか。ただ現実の問題として、民事事件などでも、他の一方が同意し、他の一方が同意しない。一方が同意したというふうな場合には、他の一方のために反対したくても反対しづらいつたといふような状態も出てくるんじやないかと思ひますので、これはやはり各地裁単位あるいは各弁護士会単位で話をきめないと、これは非常にまずまず混乱するに違ひない。弁護士会によりましては、これに対する異議の申し立てというふうなものも印刷して用意している弁護士会もあるようにございすけれども、徹底して各弁護士会が全部異議の申し立てを出すということになれば、これはまたたいへんなことで、一審で確定す

る事件も不必要な控訴というふうな問題も起こつてきて、裁判所の負担も増大し、国民もますます苦しいことなので、そこら辺はもうちょっと合目的にお考えになるおつもりはありませんか。いたずらにこれをやることばかりが、多少裁判所の言われるメリットがあるとしても、それに伴ういろいろな人の混乱とか、それから裁判所の信用、信頼度の喪失といふことも、そういうふうなことなど考えると、多少の裁判所の意図されるメリットよりも、私の見るところではマイナス面のほうが非常に多いんじやないか。このように強い反対運動が起こつてゐる。これはもう少し両弁護士会との話し合いが煮詰まるまでこの実施を見合わせるべきじやないか。この点について当局とすると、どのようにお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(田宮重男君) この参事規則の運用によつて参事制度を運用するかどうかという点は、個々の裁判官が定められることといふことにつぎましては、先ほど御説明したとおりでございす。佐々木委員御指摘のように、各地弁護士会から、いろいろ反対決議もしくは要望書といふような形で反対の意思表示がなされておる点については承知しております。で、私どももいたしましては、やはり規則である以上、この規則が円滑に運用されるということをお願いしておるわけでございます。各地方裁判所におきまして、あらゆる機会をとらえて訴訟関係者にこの制度の趣旨を御理解いただき、そういうふうな機会を設けまして、その際にあつたいろいろな意見等を十分考慮した上、裁判官がこの参事制度の運用に当たられるということをお願いしておるのでございす。

○佐々木静子君 いまもおっしゃつたように、現実にはその当該裁判所における裁判官、あるいは当該参事判事補を含めて、あるいはこれに對應する単位弁護士会との間のこの件についての、どういふふうに対処していこうかといふことについて協議などもあるようにございすけれども、いまおっしゃつたように、十分に士会をはじめとす

るこの参与判事補制度についての多くの意見に十分に耳を傾けて、そしてその上で各裁判所の訴訟指揮にまかせる、そういうお考えでございませう。

○最高裁判所長官代理人(田宮重男君) そのとおりでございませう。

○佐々木幹子君 それから、規則だからということでもございませうけれども、この規則の一番の最後の附則ですね。附則の第二項に「本項は、この制度が新しい試みであるので、まず一部の裁判所で実施し、その成果を見守りつつその範囲を拡大することが適当である」と考え、当分の間、本規則の適用を最高裁判所の指定する地方裁判所において取り扱われる事件に限定したものである。」というふうに書いてあるわけで、規則だから規則だからとおっしゃったけれども、全国的にこの規則がいま押しつけられていくわけじゃない。最高裁のほうから指定になされた地方裁判所で行なわれているということでもございませうけれども、これは、最高裁のほうからその地方裁判所をまあ指定したけれども、その地方裁判所の実情は、非常にこの参与判事補を運営していく上において風土に合わないといひますか、むずかしい、ここは適当でないといふふうなことになるれば、これは最高裁、別に規則でも何でもないわけですから、適宜これは変更なり、取り消しなりできるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺については、これはどういふふうにお考えになつていらつしやいますか、責任者として。

○最高裁判所長官代理人(安村和雄君) この規則のそもそも立案されました趣旨が、五年未満の未判例判事補に關してのことでもございませう。五年未満の未判例判事補の諸君は、合議体の陪席として仕事ができますけれども、一人で責任を持つた仕事ができない。いわば単独体の裁判所を構成して仕事ができないという状態で五年間を経過するわけでもございませう。で、五年間の間と申しますのは、非常に若くて、活力にも富んでおりますし、大いに勉強して裁判官としての実力を養わなければならぬ時期かと思ひます。そういう時期に、

ただ合議体の陪席をするというだけでなくて、法律のあることでございませうから、単独体の裁判所を構成することのできないことはもとよりでございませうけれども、このような規則によって単独体裁判所の仕事にも触れる、で、経験の分野を広げるといふことで、裁判官として他日、五年たちましたら特例がつく、そういう時期に備えて、こういう規則も有効であるといふことでできた一面がございませう。しかし、まあ一面、これは部内、対部内のことでございませうけれども、対弁護士会その他の国民に対する関係から言ひますと、これは十分納得をしよう、だいたしくちやいけなない。で、規則制定諮問委員会にかかりました当時のパンフレットもございませうし、いろんな意見も拝聴しているわけでもございませう。当初発表されました第一次案の規則制度諮問委員会であられたいろんな意見を取り入れて、立案の局に当たったものが十分修正を加えながら、ただいまごらんになつていらっしゃる規則になつたわけでありませう。ですから、規則の制定の過程でも、いろんな意見を十分参酌しながら、間違ひのない規則の制定をといふことで努力が重ねられたと信じております。そういうことでございませうので、いよいよこれを昨年の十一月二十日から施行することになりましたが、とりあえずは八つの高等裁判所所在地の地方裁判所に限つて施行する。そうしてその前に、まあ先ほど総務局長の申しましたような解釈と運用についての協議会もして、存分の意見を各地の裁判官からいただくながら、これをもとにしてひとつこの規則の誤りのない運用をしていただく。で、反対の御意見が弁護士会に強いことも承知してあります。それから批判的な意見が内部にないではないことも知つております。しかし、そういう意見も十分に考えながら、この規則の本来の趣旨と限界を誤らないように運用していきたい。その間、先ほどお話しに出ましたような、各地の弁護士会が、これは好意であると存じますけれども、裁判官あるいは各地の裁判官と協議しながら、いい運用をしてやろうといふような動きがございませう。

うです。ですから、そういう機会に、この規則の運用のあとを見ながら誤りない運用をして、御心配のとれるような結果になればと思つております。そういうことを御説明申し上げておきます。

○佐々木幹子君 いまの御趣旨、よくわかりました。ただ、私も全然メリットがないと言つておらないのですが、その意図されておるメリットよりマイナス面のほうが多いのじゃないか。

それともう一つ、いまの御発言の中で、裁判官が研修を、いろいろな修練を経て早く一人前の判事に、多くの事件に当たつて経験を積むといふことが大事なことでございませうけれども、逆に国民の側から見れば、裁判を受けるということは一生に一度あるかないかの問題でありまして、それが当該裁判官であるかないかわからぬ人に、ちょうど病院に行けば、まあ卑近な例で言へば、医者かインテリかかわらないような人に、彼らの修練にはいいかもしれないけれども、裁判を受ける国民にとつては、事件材料にならなければならぬ。これは弁護士会に、かねて、国民はモルモットじゃないんだという意見も出ておるわけでもございまして、そこら辺のところを、いろいろな方の意見も徴されたといふことでございませうが、国民を代表する弁護士会の意見といふものを、私は十分に参議院の法務委員会の決議にもございませう。この司法制度に關することは法曹三者で協議した上でできることになつておりますが、いまのお話を伺つても、裁判所部内ではいろいろな方の意見を、その中に弁護士も入つておるかもしれないが、お聞きになつたといふことで、正式にこつちの裁判の実際のあり方については非常に異なつたかっこうになつてくるというのに、一番密接な関係を持つ弁護士会について了解というものを得ておられない、相談も正式にかけおらない、そこら辺に非常に問題があるのじゃないかと思ひます。そういう点について、これからちやうど事務総長も新しくおかわりになり、また法務省関係のほうもメンバーもおかわりになりました

し、また弁護士会のほうも今度新しく四月から新理事事で発足をするわけでもございませうが、ぜひとも新しい機会に十分に話し合ひの機会を積極的にもちたい。そして十分に話し合ひを進められて、三者納得の上で新しい司法制度といふものをつくり上げていくように私は特に要望するわけでもございませうが、事務総長としてのこの問題に対する取り組み方なり御見解をお述べいただきたい。

○最高裁判所長官代理人(安村和雄君) まあ法曹界に關しますいろいろな問題について、裁判所、検察庁と申しますか、弁護士会、三者が十分な了解を解き合つて事が運ばれることが望ましいことは全く同感でございませう。ただ、三者それぞれ立場が違ひ、考えが違ふところがありますものだから、何かと意見の相違も出てきた例は多々あるかと思ひます。で、これからのそういうことはやはりあるんじゃないか。しかし、議論はさまざまでありましようとも、どこかそこに、裁判所はやっぱりあつて立場がいろいろなことを考えて、国民の誤解も避けながら、しかし新しく出てくる裁判官の養成のためにこつちの規則をつくつたんだといふこともお考えいただきたい、ひとつお願いでございませうけれども、この規則のいい面も十分御認識いただいて、国民の皆さんにも、規則でも配慮しておるじゃないか、裁判官とは違ひ形で法廷に出て謙虚な姿勢で参与に当たつておるのだといふこともひとつ御理解、御協力いただきまして、この規則がいい姿で成長して、国民の皆さまに御心配をかけずに、しかし裁判官の養成には十分役に立つといふふうにしていただければと存じております。しかしそれには、何と申しましても法曹三者の理解が必要なのは申すまでもございませうので、今後とも十分その点については私も努力いたしたいと思つております。

○後藤義隆君 主として総務局長にお聞きいたしますが、この判事補の裁判に対する参与判事補の規則をつくるに、私は一番最初に、原案のときから拝見いたしました、それに対していろいろな意

見を述べて、それが非常に後退して現在のような規則になつたわけでありましたが、そうして、いま事務局長から申すように、この制度というものは判事補の事務の修習ということが目的であるということであつたので、私もこれもこれは了解しておるわけであつて、裁判そのものに影響を与えては悪い。ほんとうは裁判官でない者が裁判そのものに影響を与えることがあつてはならないといふことが私の前提であつて、そして裁判所のほうでも、やはりそれはそのとおりだといふふうに考へて、前の事務局長などはそういうふうになつておつたわけでありましたが、そこでもつて、いま事務局長が佐々木委員の質問に対してお答えしたのについて非常に関連があるのであります。が、いわゆる判事補に対して意見を述べさせることができるということ、意見と述べさせることができるということ、それはとも述べさせることができるということ、そこに、要するに義務づけるのかということが非常に問題になるわけだ。

そして、意見を述べさせることができるということ、これは、機会を与えるということであるならば、別に意見はありませんと言つて意見を述べなくても職務違反にはならないわけだ。その参事判事補は職務違反にはならないわけだ。ところが、あなたのいまのお答えのように、意見を述べなければならぬのだということになれば、私は意見を述べさせませんと言つたら職務違反になるというふうなことになるんじゃないか。そうすると、その裁判に対して、純粋な意味から言つたら裁判官でない者が、裁判官の独立を司法官の独立を持っておるものが、今度は私は別に意見を述べさせませんと言つたならば、これは意見を述べないから職務違反だといふふうなことになる。何か処罰でも受けるような形に突き詰めていけばなるかもしれない。そういうふうなことは私は適當でないと思う。非常にこれはゆゆしい問題だと思つております。そこで、私は実際問題は知らないが、いま合議制の裁判は、御承知のとおり地方裁判所で

は合議制の裁判がありますが、そのときに三人の判事のうち一人が、私は別に意見はありませんと言つたようなふうなときに、これは要するに職務違反かどうかということになるわけでありまして、そこでもつてあなたは、これは要するに述べさせることの機会を与えるだけでなしに、述べなければいかにぬのたという趣旨のことを佐々木委員にはお答えしたのでありますが、それは私の考えからは、これをつくつた当時の考えとは非常に違つておりますから、その点も一べん念を押しておきます。が、間違いないかどうか、佐々木委員にお答えしたのと。いわゆる義務があるのか、それとも義務がなくただ機会を与えるのにすぎないのだといふふうに解釈されるのか、その点を念を押してもう一べんお聞きしておきます。

○最高裁判所長官代理人(安村和雄君) 事務局長といふことでございましたが、一言述べさせていただきます。

この規則の運用にあたりますのは、単独体の裁判所を構成している判事でございまして、また参事にあたりますのは、判事補といつてもやはり裁判官でございまして、普通の裁判所の合議でも形式ばつた反対、賛成というふうな苦しいものではなくて、ある問題が起こればその問題を縦からでも横からでも議論して、いい結論を見出す、そういう努力をするわけでございます。参事規則が未特例判事補の育成というのを非常に大きなねらいにしておるわけでございますから、その中で、おっしゃいますような、御懸念のあるような具体的な場合は万が一も出てこないであらう、これは実施に当たる裁判官が、そのようなとげとけしい雰囲気になる場合に参事を実施なさることもないであらう、その辺は良識で、裁判の独立を害さずに、しかし判事補の伸び伸びとした力がふえるようにといふことで運用されるであらうと信じ、また期待しております。

○後藤藤雄君 いまのあなたの何は、私の質問に対してお答えにはなつておらないと思つてます。それはいわゆる義務違反になるのか、述べなかつたら、私はそれに対して意見は述べませんと言つたら職務違反になるのか、それとも、いやそうじゃない、機会を与えるのかどつちかということ、そういう場合があつたならばそれはどうなるのかというのが一つ。

それからもう一つ、立つたついでにお聞きしますけれども、先ほど佐々木委員は、この参事判事補に対して意見を述べさせることができるということ、司法修習生が意見を述べるといふことと同じじゃないかといふことがあつたが、ところが司法修習生は意見を自由にお述べになつてお聞きになつてもかまわないかもしらぬが、法律上、それは意見を述べることはできないのじゃないか。法律上は有効な意見を述べることはできないのじゃないか。そこでもつて、それはお述べになつて、実際問題としてこれこれではないですかと言つて意見を述べることはできるかもしれないけれども、それは法律上有効な意見ではないから、いんやんや未特例判事補のこれとは非常に意味が違ふのじゃないかといふふうに考えますが、その二点だけ確かめておきます。

○最高裁判所長官代理人(田宮重男君) 前段の、意見を述べよといふふうになつた場合に、それが義務があるかどうかという点でございまして、これはやはり法律論としては義務があるんではないかといふふうなところを考へておきます。ただ、先ほど事務局長がおっしゃいましたように、この参事判事補制度というものの運用ということ、これを考へますと、そういうふうなぎりぎりのところ、判事補とそれから当該裁判官との間にそういうふうな面、トラブルが起きるということ、それはまあ、さういふふうな考へておるわけでございます。

それから、後段の司法修習生の意見との関係でございまして、これはたゞいま後藤委員御指摘のとおりでございまして、司法修習生の場合の意見というものは、これはあくまで司法修習生の修習上の教育という観点からのみの意見でございまして、そういう点では参事判事補の場合の意見とは本質的に違ふ意見であるといふことだといふふうに考へられるわけでございます。

○佐々木静子君 さっきの点についてちよつと御答弁がはつきり伺えなかつたことは、規則の一番最後の部分、附則の二項で、これを実施する裁判所というものの対する裁量権が、最高裁に指定権を与えられてゐる。この指定について、これは最高裁が自由に指定したり、また変更してできるというふうに私たち解釈しているんですが、そのとおりでございませぬ。

○最高裁判所長官代理人(田宮重男君) 規定上はまさにそのとおりでございまして。

○佐々木静子君 参考までにお伺いしたいんですが、これを指定される裁判所について、その裁判所の行政の責任者の方に一応実施する前に相当御相談をかけ、御了解の上にその地方裁判所を選ばれたのか、一方的に最高裁が選ばれたのか、その点ちよつと伺つておきたいと思つてます。

○最高裁判所長官代理人(田宮重男君) 現在実施しておりますところの八高裁所在地の裁判所につきましては、それぞれその当時十分意見を聞いた上で指定しております。

○佐々木静子君 それでは、今後の指定の続行、あるいは指定の増加、あるいは削減というふうなことにしても、現地の裁判所の意見を十分に御尊重なさる、そのことはお約束いただけますね。

○最高裁判所長官代理人(田宮重男君) 現在八地方裁判所でこの規則の運用をしておりますので、その実績等を十分勘案した上で、さらにこれを、範囲を拡大していくかどうかという点について検討したい、こういうふうな考へております。

○佐々木静子君 話がかわりますが、事務局長も御出席になつていらつしやるので、ちよつときょうの新聞に載つておりました点について伺いたい。村上さんにきょう内定するといふ趣旨の記事があるんですが、これは事実でございませぬか。

○最高裁判所長官代理人(安村和雄君) 私としては、何も伺つておりません。

○佐々木静子君 それでは重ねて申し上げますが、田中二郎判事の後任として高辻前法制局長官が内定しているというようにも、何もお聞きではございませんか。

○最高裁判所長官代理者(安村和雄君) 同様でございます。

○佐々木静子君 そうすると、この点について事務総長にお尋ねしても話が前に進まないと思えますので、きょうは別の問題にしたいと思えます。

去る三月二十六日に、臨時調停制度審議会の答申が出されて、私も実は一昨日この答申書を拝見いたしましたわけでございまして、分厚なものでございまして、十分にまだ検討をしておらないのでございまして、たとえば老齢化し過ぎていて調停委員の若返りがはかられるとか、あるいは、調停委員を選ぶ基準が徳望と良識というふうなことであったために、いわゆる土地の名士がたたく調停委員に選ばれておったのが、今度は専門的な知識とか、豊富な経験を備えた人たちに変わってきたという点などは、これはけっこうなことだ、当を得たことだと考えておるわけなんです。まず第一に私考えましたのは、先ほども申し上げているように、二日ほどのことですので十分に検討はできておりませんが、現在の調停委員になるべきものという調停委員候補者制度を、この答申によると、改めて、非常勤の裁判所職員とその身分を変更しようというふうな答申がなされておりますけれども、こういう事柄について、最高裁とするとどのように考えておられるのか、これは私が申すまでもなく、日本の調停制度というものは、もう第一次世界大戦後の借地借家問題とか、あるいは小作問題、農業、漁業、中小企業などの問題の紛争などの解決の手段として、裁判によらないで、民意を十分に反映した話し合いによるというところで、日本の国民性にも親しんで数年以上の歴史を有してきたというふうな長い伝統と歴史を持つものでございましてけれども、この調停委員は民間から選ばれているというものがこの調停制度の非常に特徴であったと思いま

すが、今度非常勤の公務員というふうなことに変わっていくことについては、調停制度自身が相当変革されるのじゃないか、非常に私の心配するところは、全く何の権限もないといいますが、民間人が出てきて調停委員に、裁判官が調停委員会に入っているわけですが、その他の人たちは民間人であるというところが特徴であった。ところが調停委員が公務員化することによって、せっかくの民意を反映した調停制度というものが官僚的になるおそれがあるんじゃないかというのを非常に心配しているわけなんです。これを是非、その点、最高裁当局とするとどのようにお考えになっておられますか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) この答申の第一項目でございまして、御承知のとおり、員候補者制度と申します制度は、御承知のとおり、一応毎年あらかじめ調停委員となっていた方々から候補者として、具体的な調停事件が出てまいりだしました上で、具体的な調停事件が出てまいりましたときに裁判所のほうでその事件の調停委員として指定する、その段階で初めて非常勤の国家公務員になる、こういう考え方であるわけでございしますが、こういう制度は、従前の調停委員を名譽職にとらえまして、調停委員をもちばら善意の奉仕に依存するという考え方を前提にしていたものというふうな認識をされるわけでございします。現在の段階におきまして、このような全く調停委員の善意の奉仕に依存するというところでよいかどうかというところが審議会における議論になりました。やはり現在のようないかなる社会経済情勢のもとにおきましては、単に善意の奉仕者に依存するということだけでは足りないのではないかと、やはりそれぞれ調停委員の仕事に適切な方に調停委員として初めからお入りいただきまして、そうして具体的な調停事件にも関与していただくという方向をとったほうがよいのではないかと、具体的には、やはり最初から調停委員としてなっていた、非常勤の国家公務員である調停委員になつていただくという制度をとったほうがよいのではないかと

いう御意見が審議会においては圧倒的に多数であったわけでございします。こうなりまして、民間の方に調停委員になつていただくという前提においては変わりないでございまして、各種の委員会、行政委員会もございまして、あるいは裁判所におきましても規則制定諮問委員会あるいは今度の臨時調停制度審議会の委員、幹事というふうな方々もすべて非常勤の国家公務員として委員、幹事になつていただくという制度でございします。それと少しも変わりはないわけでございまして、民間の方になつていただくという本質は全然影響がないわけでございします。

○佐々木静子君 いまの最高裁の方のお考えというものを承ったわけですが、さらに、時間がないので、次の問題に移りますが、第二点として、これはちょっと気になるのは、練達の法曹資格者を非常勤の裁判所職員たる調停主任官に任命するといふことが答申にかなり強く打ち出されておるわけでございしますけれども、これは裁判所の調停というものが司法調停として国民の信頼を受けるというものは、この調停委員会に裁判官が関与している、メンバーとして入っているというようにたいへん意義があるものであつて、裁判官でないものを裁判官と同じ職務を行なわせて、調停主任官のような実務をやらせるこの制度自身、これは相当問題ではないかと思つておるわけで、その点についてどうにお考えですか。私も私どもは、先ほどの参与裁判官制度では、裁判官のせつ々かの資格のある人を裁判に関与させずに、適格資格のある裁判官を裁判の構成員にさせずに置いておいて、またこつちのほうでは、裁判官がせつ々入つてほしいと思つておるものを、これは裁判官が足らぬというお考えか何か知りませんけれども、ほかの人を裁判官のパートタイムのようにしてはいるという、こゝら辺に非常に矛盾を感じるのでもございしますけれども、その点について最高裁の方にお考えでございしますか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 御承知のように、最近におきましては、調停事件が起きま

しても、調停委員において対象となつておる紛争関係の実態につきまして、法的な評価を前提として調停を進めようという必要性が大きくなつておる事件がふえてきておるわけでございします。したがって、調停主任である裁判官がやはり立ち会つた上で争点をよく把握し、その上で具体的な調停案をつくり上げていくというこの必要性がますます増大してきておるわけでございします。が、現実の問題といたしまして、裁判官は必ずしも調停に終始立ち会ふことはできないわけでございします。また、調停委員の側から申しますと、必ずしも終始立ち会ふことは必要ないんで、やはり適当なときにおいて必ず立ち会つていただければそれでいいんだという、こういう御意見もあるわけでございします。そういうことをにらみ合わせまして、裁判官がどうしても立ち会えないような場合を考慮いたしまして、練達の法曹資格者の方に調停主任である裁判官にかわるような仕事をしたいということも、場合によっては適当な方法ではなからうか、こういう提案が審議会においてなされたわけでございしますが、その提案については、積極的にその方向についてお検討すべきであるという御意見もございしましたけれども、ただいま佐々木委員の仰せのような御意見の方もかなり多かつたわけでございします。そして問題は、単に技術的な問題に限らずにこういう制度を考へるといたしますと、裁判官の制度の問題、あるいは調停委員会の構成の基本的な問題にもかかわり合つてくるわけでございまして、容易に結論を出せる問題ではないではないかというように、ここが結果として出てまいりました。その意味で、ここにおきましては、答申の中におきましては、このような制度を設けることの「可否を慎重に検討すること」という形で残したわけでございします。

こういう形で残した理由は、やはり問題としては、非常に重要な問題でもあり、今後検討に値する問題である。しかし簡単に結論は出せない。したがって、今後十分慎重に検討をする問題として、いわば宿題として残しておくことがベターで

はなからうか、こういう御意見が多数を占めましたので、こういう形で答申の中に残したわけでございまして、これを直ちに実施するというようなことを考えているわけではございません。

○佐々木静子君 時間がありませんので、次に進みます。

もう一つこれに気になることは、調停委員の選考方法ですけれども、いろいろ論ぜられてるようでございますが、調停委員の任命権者を最高裁判所にしようという意見が相当出ているというところでございしますが、これは先ほどの調停委員を非常勤の裁判所職員とするということと結びついて

いるのじゃないかというふうにも私懸念するんでございすけれども、調停というものは、先ほど来申し上げているように、民意を反映するというのが特徴でございまして、各地方地方における実情というものが違っている。そういう点において、私は、最高裁判所が任命権を持ち、画一的に調停委員を任命するということは、これは調停のうまみというか、よさというものがなくなってしまうんじゃないかというところで、たいへんに切に心配するわけでございす。最高裁判所の任命する——最高裁判所がどうこうというんじやなくて、調停の性質というもののから考えて、これはやっぱり各地方裁判所なりなんなりに、各地方にゆだねるべき問題ではないかと思うわけなんです。実はこの調停制度審議会の委員の名簿、あるいは特にこの幹事の顔ぶれを拝見させていただきまして、これはたいへん失礼な言い方でございますが、最高裁判所の事務総局の方がほとんどでございますね。ほとんどというところとばが過ぎるかも知れませんが、たいへんに数が多いございまして、そしてその方が任命権者を最高裁判所にしようという答申を出されていることなんか、何か自分で自分のことをきめていような感じも実はしないわけではないわけでございますので、そこら辺も少し、やはり地方の特色を生かすということで、これはなるだけ各地方に権限を与えるというふうな考え方を私は持っているわけでございす。

最高裁判所とすると、どのようにお考えですか。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) ただいまの御質問にお答えする前に、一般的なことを申し上げますけれども、今度の臨時調停制度審議会における答申項目に關しまして、最高裁判所側の委員、幹事の側から提案したものは一つもございせん。すべて部会の委員、幹事の方からの御意見を整理いたしましてこういう形でまとめた。また、最高裁判所側の委員、幹事からは具体的な提案は一切いたしておりませんということをまず最初にお断り申し上げておきます。

それから選考方法等につきましては、ただいまの御意見、御質問にございましては、審議の過程におきましては、最高裁判所が選任するほうがよいという考え、高等裁判所が選任すべきだという考え、選任は現行どおり地方裁判所、家庭裁判所で十分であるという考え、いろいろな意見が出てまいりました。前二者の考え方は、現在調停事件は高等裁判所の調停事件もあり、高等裁判所の調停事件の調停委員となる方が地方裁判所の選任ではおかしいではないか、ということが一つの理由として述べられておるわけでございす。結局、その点につきましては、結論を得られなかつたわけでございすので、答申といたしましては非常に抽象的な形で「適正にするための方策を講ずること」という形でおさめたわけであります。

○佐々木静子君 それから、先ほど来、民間人が社会奉仕的に調停をやっていたというところから日当額が非常に低額であったわけでありますが、今度の改正案ではかなり大幅な日当の増額——日当となるのか、どういう名目になりますのか、その増額というものが考えられているように拝見したわけでございす。これは大体どのくらいのことを考えておられるか。これは裁判所の予算の面にも関係すると思ひますので、ちょっと見当を述べていただきたいと思うわけであります。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 審議会の御意見としては、これは圧倒的多数の方々は、現在の善意の奉仕に依存するというものでは足りないの、やはり調停委員としての職務と責任に應じた報酬を支払うべきである、そういう方向に改めるべきであるという御意見であったわけでございす。具体的にはそれで職務と責任に應じた相当金額が幾らかということにつきましては、御意見は出ておらないわけではございまして、私も現在の段階で幾らか相当であるというふうなことにいつてまだ腹案を得ているわけではございせん。

○佐々木静子君 それから、この答申が出された後、最高裁判所と、今後どのような作業が進められるようになるのか、そうして現実に調停委員制度の改善策というものは大体いつごろから実施されるという計画なのか、ちょっと展望を聞かしていただきたい。

○最高裁判所長官代理者(西村宏一君) 今後この答申を尊重いたしまして、最高裁判所として具体的な方針を決定いたしました上で、法律改正を要する事項は法務省に立法依頼をする、また規則の改正を要する事項につきましては規則の改正案を準備していく、予算を必要とする事項につきましては予算を要求する準備の作業を進めていく、ということになるわけでございす。裁判所だけでできることはございせんので、いつをめぐにということの断定的なことはもちろん申し上げかねるわけでございす。できる限り来年度において実施できるように努力してまいりたいとは考えております。

○佐々木静子君 それでは最後に、法務大臣にお越しいただいておりますので、いまの調停制度というものをほんとうに国民の期待するようなりつばな調停制度にしていくには、何といひまして、いまの予算面にも問題があるようではございす。いまの御答弁によりまして、できれば来年からでも実施したいということではございすので、法曹界の実情などに非常にお詳しい田中法務大臣

の御在任の間に、何とかこの問題を予算面でも解決できるように御尽力いただきたいとお願い申し上げるわけでございすけれども、まあ私はこの答申案が是か否かということについてはかなり問題があると思ひし、私自身も、ちょっと思ひついた二、三の問題点についてこれでは困るということを指摘しただけで、必ずしも賛成というわけではないのでございす。この調停制度というものをいいほうに改善していくために、法務大臣とするとどのような姿勢で取り組んでいただけるか、最後に質問させていただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三次君) 先生の御発言全部を拝聴できなかったわけでありすけれども、速記録を拝見いたしました。御意向に沿うような方向に向かつて、裁判所に御協力を申し上げて、よい調停制度にしていきたいと思ひます。

○委員長(原田立君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

〔委員長退席、理事原田立君着席〕

○理事(原文兵衛君) 検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○原田立君 前々当法務委員会が開かれたおりにお伺いしようと思ひましたが、その後開会に至りませんでしたので、本日お伺いするわけであります。

刑務所の問題であります。実は、具体的な問題で言えば佐賀の少年刑務所の移転問題でありますけれども、それを直接お聞きする前に、日本全体の大ワタの中でどういふふうな状態になっているか、これを伺いたいと思ひております。全国で刑務所の移転問題が提起されているようなところは一体何カ所くらいあるのか、現在、

○国務大臣(田中伊三次君) 矯正局長から詳細御報告申し上げます。

○政府委員(長島敦君) 全国的に都市化の現象と

申しますか、こういうのが進んでまいりまして、現在矯正施設等が町のまん中になってくるというような状況がふえてまいりまして、そういう事情がございまして、現在移転工事中の施設、それから四十八年度予算で移転を計画しております施設、移転の要請が地元からございまして移転先の候補地の提示がございました施設、その他移転の要請がございまして施設全部合わせますと約三十軒でございます。

○原田立君 全国で三十カ所ということですが、この問題は非常に大きな問題であると思ふのであります。いまの説明の中でも、その所在地がその市の中心地になってきているというような条件もあつておりますが、実際四十年あるいは五十年ぐらゐ前につづいた当時は確かに郊外であつたであらうと思ふ。それが現在都市化が進んでいって市のまん中になってしまった、佐賀なんか特にその例でありますけれども、そういうふうなところは移転を十分考えるべきである、こういうふうな基本的な考え方があるが、そこら辺のところについては、これは大臣にお聞きしたい、移転はすべきである、こういう基本方針は立ってまいりますかどうか。

○国務大臣(田中伊三三君) これは先生御承知のとおり、佐賀の少年刑務所は昭和の初頭にでき上つたものでございまして、非常に老朽化してある。そういうことでございまして、いま局長が申し上げましたような全国的な情勢もございまして、適当な土地が見当たりますならばぜひそこに移転をしたい、こういうふうな心境になつておるわけでございます。ところが、法務省当局の調べましたところでは、なかなかその条件に沿うようなものが見当たらない。そこで、やむを得ず四十七年度からこの土地に改築をするという方針を一人はきめたのでございまして、きめたのでございまして、四十七年の二月ごろになりまして、佐賀の市当局から、それはぜひ佐賀のほうにもらいたい、どんな条件のところでも市がさがしてやるからという誠意のあるお話がございまして、そうい

うことならばおまかせいたしましうというところで、他に移転をする決意はしておるのであります。が、なかなかよいところが見当たりません。そこで、最近はこちらから、こういう条件、こういう条件というふうな最終的な条件を佐賀市に示しまして、こういう条件に合うようなところを何とかしてさがしてくれまいかと、それさえてできればひとつ佐賀市発展のために御要望に沿う佐賀市に差し上げまいやうという心持ちになりまして、その佐賀からの回答はもう今月末にも来そうだと、んなにおそくとも来月の初めにはこれでどうだということを言うてきてくれそうな情勢がたまたまの段階でございまして、それで、ただいまの先生のお尋ねに対する答えとしましては、よい条件の、こちらの希望をする条件のところを何とかさがしてくれれば、場合によってはぜひ移転をしたい。そして、いま局長の申しましたような情勢に沿うことでもございまして、そういうふうなことにさせたい。こう考へておる段階でございまして。

○原田立君 まだ、じゃ具体的に佐賀市当局からこうだという案が来ない、大臣さう言われるんですが、いや、もう来ているはずですがね。

○政府委員(住吉君彦君) 市当局から御提示いただきました候補地はすでに参つております。これは現在たんぼでございまして、そこを盛り土をする、あるいはその移転候補地に至る道路の整備をする、あるいはもうないようなことがございまして、個別に文書でもって御照会をいたしております。大臣がただいま申し上げましたのは、その文書による回答が参つておらない、こういう御趣旨であらうと思ひます。候補地の提示はすでにございまして。

○原田立君 二月の二十七日に佐賀少年刑務所長藤迫さんで、ここに一応回答は出してありますけれども、これは届いておりますか。

○政府委員(住吉君彦君) 届いております。○原田立君 それで届いて、それについての検討の結果はどうなつたんですか——ちょっと待ってください。そういう具体的なことはもう少しあと

でお聞きしたいと思つておるんですけれども、要するに、こういうふうに全国的に設置時と今日とはだいぶ違ふ。市街化に、まん中に入つてきておる。そういう日本全体の問題として当然移転等は考へるべきではないかというその基本的なものを伺ひたいわけですね。直接大臣から佐賀のこと、先にお答えがあつた。条件——条件といひましようか、法務省としての条件もあるだろうし、佐賀市としての考へもあるであらうし、そこいら辺が歩み寄りがなされて、そうして移転することができるといふ方向で今日判断しているのかどうか、そこらをはなして。

○国務大臣(田中伊三三君) 先ほど申し上げましたように、佐賀の回答がもうここ数日にして来るであらう、これは最終回答でございまして、来るであらうというところ、それから市長さんが四月三日には上京をしてこられるというお知らせが来ておりますので、そこで御懸念がございましてはなからうか、それで、方針はどうかと仰せになりますと、先ほど申し上げましたように、条件に沿う土地が見つかるならばぜひ移転をしたいという気持ちを持っております。

○原田立君 条件が満たされれば移転をしたいということですね。今度、じゃその条件の問題になるわけでありまして、その前に、ちよつと気になることは、法務省は現地改築といふことをもうすでにきめてある、そうして大蔵省なんかの予算折衝等の関係で、リミットは過ぎたといふようなことも聞いております。もうすでに四十八年度現地改築するといふふうなきめちやつたのかどうか、まだきまつてないのかどうか、その点はどうですか。

○国務大臣(田中伊三三君) これは先ほど申し上げましたように、四十七年度からここで改築をするといふことは、これは一たんきめたことですね。きめました以後に、何とかなるまいかという御相談が市からありまして、市の御発展のためならば考へましようといふことで話が進んでおるのであります。先にもきまつておるじやないかと仰せに

なりますと、そのとおりでございまして。きまつてはおるんであります。きまつてはおるんであります。すけれども、お申し出がごもつともだと思ふので、だんだんと市街化してくるような情勢にもありますので、また移転問題といふことも起る心配もある、こう考へますので、よいところがあるならばぜひ方針を変えて、一たんきめた方針を変えて御要望に沿うてみたい、こういう気持ちを持っております。

○原田立君 ということは、じゃ現地改築といふことは一応きめたけれども、移転のことも十分考へがあるのだということですね。

○国務大臣(田中伊三三君) はい。

○原田立君 それならば、やや怒眉を開いたという感じであります。三月一ぱいでもうしても現地改築してしまふのだといふふうにもうきめちやつておいて、そうして佐賀市にはもうやかましい無理難題の問題点を投げかけて、そうして何でも現地改築にしやうのだと、こういうふうなふうな姿勢を法務省が持つならば、けしからぬじやないかと、こう思つておつたので心配して聞いています。まあさうでないといふことだけはひとつ確認しておきたいと思ひます。

この二月の二十七日に佐賀の市長さんから刑務所長さんに回答しております。法務省のほうから十四項目、これについて提示があり、それに対する佐賀市としての考へ方ですね、これ、回答に載つておりますけれども、これは局長も課長も担当官だから、十分もうお読みになつておるのだらうと思ひます、この中でなお話が始まる、歩み寄りの余地のある問題、それから歩み寄りできないような問題、そういうふうな検討なんかもなさつただらうと思ひますけれども、その点はどうですか。

○政府委員(住吉君彦君) 移つてほしい。しかばかくかくの条件が満たされるところならば移るように協力いたしますしやうという、当初のお話し合ひといひますか、でございまして、条件を

うんですが、だったらもう少し前向きの姿勢で、十分のめりような、移動が完了できるようなそういう方向で考えてもらいたい。そのときに話し合いをしてもらえませんか。

私も過日現地に行つて見ました。それで、現在地のあの少年刑務所——課長や局長がどう抗弁したって、あそこは置いたんじやないです。市のどまん中ですよ。それから今度新しくこのころ候補地も見つきました。確かにたんのぼのある所でもあります。いま課長が言われたような展望の問題もあります。だけれども、そこら辺もへいを——ただへいの高さはこれだけなら法律でまってるわけじやないんですから、それを一メートルかさ上げするとか何とか具体的なことをやれば、そんなに国会の法務委員会が目かどを立てて言わなければならぬような条件じやなからうと思う。解決できるのじやないか。実際現地を見ても、それから、いろいろな条件があるけれども、一々それに対してきちんとした答え方をしておりますから、これはやはり地方のそういう意見等も十分取り入れていくようなそういう姿勢でやってほしいと思います。これは大臣からお聞きすればいいんですけれども、最後にそれだけお聞きして、私は終わります。

○国務大臣(田中伊三次君) 新しく少年刑務所をつくるという問題は、なかなか条件も厳格に考えて移動をしなければならぬということになります。で、譲歩のできる条件と、いまの先生のお話のように譲歩のなかなか困難な条件と、条件があらうかと存じます。しかし、もとよりこれは昭和四十七年度には改築をするというのをもう大蔵省も了承してきめておつたものでございます。先にもそれはきめておつたものでございます。それを市のほうから誠意のあるお話がありましたので、市の発展のためには、よい、適当な条件のものがあるならばそうしたい、したいという心持ちになりまして交渉をされておるわけでございます。だいたい時間のかかっている交渉でございますが、そういうことでございまして、やりたくな

いのだという考え方じやないのです。少なくとも私が就任いたしました以後は、これはよい条件が、沿う土地があるならばぜひそこへ行つたらよからうという方向でやっております。そういう方針で、市長が来られたらよく話をさすことにいたします。私はよいかげんこのことが言えぬ男でございますので、よいかげんこのことは言うておりません。条件が整えばぜひそうしたい、そういう気持ちでいることは間違いないでございます。その方針でやっていくことにいたします。

○原田立君 これでもやめたいと思つたのですけれども、大臣、特に条件条件と言つて非常にきつた条件に必要でしよう。だけれどもその歩み寄りのあるものというような、そうしなければいけないんじゃないか、もう法務省でできた条件は絶対的なんだ、これは一歩もまけないぞというやうな姿勢では、四日の日に立長が来たつてパンクするのばかり切つた話です。そういうんじやなく、やはり地方都市——地方都市といつたつて佐賀は県庁所在地であります。やはり市としての体制等も十分考えていかなければならぬでしよう。そういう面からいって、移動が実現できる方向でいろいろ御調査願いたい。条件条件といつて、大臣、あまりやかましいことを言つと結局は最後はバーにしようんじやないかという感じを受けるのです。そんなことはないですな。

○国務大臣(田中伊三次君) そんなことはございせん。お考えのような方向でやらせます。先生のはうからも市長さんのほうに、そつちもしつかり条件は勘合して話をするように話をつけていよというのをよく連絡しておいてください。こちらからはちゃんとやります。

○理事(原文兵衛君) 本件に関する質疑は本日はこの程度といたします。本日はこれにて散会いたします。午後一時散会

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部

を次のように改正する。

第四条第一項中「千三百円」を「二千二百円」に改め、同条第三項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員の増員に関する請願(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二九号)(第八四四号)(第八七二号)(第八七二二号)

第八二四号 昭和四十八年三月六日受理

裁判所職員の増員に関する請願

請願者 東京都中野区中央二ノ七ノ八ノ三

○八 森田孝子外七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

裁判所職員を全職種にわたつて増員するとともに、欠員の補充をすみやかに行なわれたい。

理由

裁判所の職員は、連日、国民から負託される膨大な事件を処理するため、多くの人が持帰り、居残り仕事をしており、その中で健康を害する人がふえ、速記官、タイピストを中心に職業病で公務災害認定の申請をしている人が約六十名にも達しているように、大へんな労働強化をいられている。

しかるに、四十八年度予算案によると裁判所の一般職の名目的な増員は九十六名ということになっているが、実際には政府の定員削減政策に協力して純増はわずか二十八名にとどまつていようえ、一般職員から管理職への「組替え」が九十七名も行なわれているため、一般職員は逆に六十九名の減にならうとしている。(過去五年間に管理職への組替えは四百三十六名)そればかりか、最高裁判所は、調査官、書記官、速記官、廷吏、タイピスト等の大幅欠員を長年にわたつて放置している。過員となつてい事務官、行二職員にしても職場では全く不足しているのが実態である。

第八二五号 昭和四十八年三月六日受理

裁判所職員の増員に関する請願(二通)

請願者 東京都北区赤羽台一ノ五ノ一八ノ三〇六 網川明子外十八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

第八二六号 昭和四十八年三月六日受理

裁判所職員の増員に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区蒲田一ノ二六ノ一六 小林富美子外十二名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

第八三九号 昭和四十八年三月六日受理

裁判所職員の増員に関する請願(二通)

請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町中五ノ八ノ二四 久我秀道外十一名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第八二四号と同じである。

第八四五号 昭和四十八年三月七日受理

昭和四十八年四月十四日印刷

昭和四十八年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W